

(4) 通告に当たってどのようなことを伝えるか

通告の内容

- ① いつ発見したか
 - ・ 時間関係を明確に伝える
- ② 虐待の状況
 - ・ どのような傷がどこに見られるのか
 - ・ 『帰りたくない』『おうちは怖い』など、どのような発言が聞かれているか
 - ・ 不潔な服装や体に見合わぬ食欲など気になる兆候の様子は
 - ・ 理由の判然としない欠席など、不自然な様子はいつからか
- ③ 子どもについての情報
 - ・ 在籍、登園状況や日常の様子、特筆すべき点
- ④ 保護者や家族についての情報
 - ・ 日ごろのやりとりや保育所・幼稚園行事などへの参加状況、個別面談の様子、養育方針、就労状況、ストレスの有無、家族の様子や親族との関係、在籍しているきょうだいの情報等
- ⑤ 通告者や保育所・幼稚園に関する情報および対応状況
 - ・ 自分の立場や登園後の対応状況

(5) 通告した後はどうなるのか

通告後の流れ

- ① 調査
 - ・ 子どもの安全確認
 - ・ 保護者および家庭等の情報についての調査
- ② 判断（判定）
 - 家庭において安全性が確保できないと判断された場合 ⇨ 一時保護の検討
 - 緊急性や危険度が低いと判断された場合 ⇨ 在宅指導の検討
- ③ 安全保障と親子分離
 - 一時保護 ⇨ 在宅での支援が可能 ⇨ 家庭へ帰る
 - ⇨ 在宅での支援が困難 ⇨ 里親、児童養護施設
- ④ 親子関係修復に向けた援助
 - 親子分離が行われたケース ⇨ 親子関係を修復し、子どもが家庭生活に戻れるよう関係機関と連携しながら援助する
 - 最終的な目標は家庭生活を安定して維持継続し、虐待を再発させないこと

(6) 守秘義務と個人情報保護の関係

通告の義務

児童虐待防止法では

通告義務は守秘義務よりも優先されると規定している。

通告の義務 > 守秘義務

<質問> 守秘義務がっても通告しなければならない規定を知っていますか？

「知らなかった」 20.2% (保育所職員)

25.0% (幼稚園教職員)

(7) 通告することを上司に止められているが

保育所・幼稚園としての判断が一致しない場合

虐待の対応は組織としての判断が重要視されている。保育所・幼稚園としての判断（上司の判断）と担当保育者の判断が一致しない場合もありうるが・・・

担当保育者が危険を感じている場合 → 個人としての通告も可能

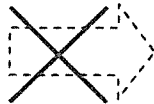
* 通告者についての情報は秘匿される

(8) 保護者との対立を避けたい

保護者への対応

保護者への対応は困難。できるなら対立は避けたいのだが・

通告をすると



- ・ 保護者との良好な関係が崩れる？
- ・ さらにコミュニケーションがとれなくなる？
- ・ 恨みをかってしまう？

通告は、子どもの安全を守るために行うものである

保護者と不必要な対立を避けることは重要なことであるが、通告は、子どもの成長にとってよい家庭環境が維持されるように、少しでも早く虐待の芽を摘んでしまうための第一歩である。

(9) 通告をした後は何をすればいいのか

通告をした後は

子どもの安全を維持することが何よりも大切

- ・ 子どもの年齢に応じて、理解できる範囲で状況を説明する
- ・ 子どもに安易な約束をしない
- ・ 確証のない事実に期待を持たせない
- ・ 子どもの前で親のことを悪く言わない

5. 保育所・幼稚園内の対応体制と機関連携

(1) 保育所・幼稚園内の相談体制

虐待対応の保育所・幼稚園内での流れ

虐待のキャッチから通告まで

- ① 虐待のサインへの気づき (→第3部 2.「早期発見のポイント」)
- ② 保育所長・幼稚園長または主任に相談
 - ・ 何に困っているのか
 - ・ 何を気にしているのか
 - ・ それはいつ頃からなのか
- ③ 保育所内・幼稚園内でチームを編成
 - ・ 虐待は個人が扱う問題ではなく、組織的に対応する
- ④ 所内・園内チームで状況を確認 (アセスメント)
 - ・ 保育所・幼稚園として主体的に情報を整理する
 - ・ 保育所・幼稚園だからこそわかる子どもの気持ちや動きをしっかりとキャッチ
- ⑤ 保育所・幼稚園として市町村の児童福祉担当課や児童相談所への通告
(→第2部 4.「通告について」)

家族構成／家族の職業・経済状況
きょうだいの有無／保育所・幼稚園での様子／友人関係 などの情報も重要

<質問>虐待が疑われたり、発見した場合に相談する人は？(保育所)

	所 長	副 所 長	主任保育士	担当保育士	担当以外の保育士	看 護 師
常 勤 保 育 士	90.6%	19.3%	69.0%	63.4%	23.5%	13.6%

<質問>虐待が疑われたり、発見した場合に相談する人は？(幼稚園)

	園長・副園長	主 任	担当教諭	養護教諭	その他の教諭
常 勤 教 諭	91.3%	59.2%	36.5%	5.7%	29.0%

(2) 保育所・幼稚園内の進行管理

虐待対応の保育所・幼稚園内での流れ

保育所・幼稚園内での進行管理

- * 虐待事例には進行管理が必要
 - ・ 組織的に対応し、理解の齟齬や情報の行き違いを防ぐ
 - ・ マネジメント能力を生かし所長・園長が進行管理を担う
 - ・ チームにより定期的に状況を確認する

(3) 市町村主管課との連携

市町村主管課との連携

「抱え込まない」ことが虐待対応の基本

- ・ 保育所・幼稚園だけで対応しないで教育委員会や市町村のほかの部署とも連携をして

(4) 関係機関との連携

関係機関との連携

虐待への対応は、個人や単一機関で抱え込めるものではない

- ・ 関係機関との連携は、虐待の発見だけでなく、効果的な対応を見出していく上でも役に立つ

＜連携する機関＞

児童相談所／市町村児童福祉担当課
 教育委員会／民生委員・児童委員(主任児童委員)
 保健所／市町村保健センター／警察
 虐待防止ネットワーク等

* 虐待への対応のために、地域には組織的に連携を持つための仕組みがある

＜質問＞虐待防止ネットワークの会議に出席したことの無い理由は？

(＊虐待防止ネットワーク会議に出席したことがないと回答した人への質問)

「虐待防止ネットワークの会議があることを知らなかった」

36.0% (保育所職員)

47.8% (幼稚園教職員)

虐待防止ネットワークとは

児童虐待は単独の機関だけで解決できるものではない。関係する機関が効果的に連携しながら対応していくことが重要。虐待防止ネットワークは、関係機関が連携を円滑に行うための日ごろのつながりである。虐待防止ネットワークは、代表者会議、実務者会議、個別事例検討会という三つの会議で構成される。なお、児童福祉法に基づく児童虐待防止ネットワークは「要保護児童対策地域協議会」といわれている。

代表者会議	実務者会議	個別事例検討会
各機関(医師会、警察署、民生委員児童委員協議会、弁護士会、市町村等)の代表者からなる会議	各機関の実務者が集まって援助事例の点検・調整や、住民への啓発などを行う会議	特定の事例に具体的に関わる機関の実務者が集まり、情報交換や援助方針の検討、援助の役割分担等を定める会議

(5) 研修

虐待に関する研修

虐待の対応には研修が必要

- ・ケースの進行管理を担う管理職の研修はもとより、一般の保育者に対しても、事例検討などを通して基本的な考え方や対応方法を理解するための研修が必要である。

<質問>あなたは、今まで虐待問題について学んだことがありますか？

(「研修会・講演会への参加の機会あり」の場合)

開催主体	教育委員会		その他の機関・団体
	都道府県	区市町村	
保育所	18.4%	32.7%	20.5%
幼稚園	13.5%	20.3%	15.5%

6. 援助のポイント

(1) 子どもへの援助の原則

子どもへの援助の原則

保育所・幼稚園で直面するさまざまな指導上の課題の背後には「子ども虐待」という問題が潜んでいるかもしれない

虐待を受けている子どもとかかわるときのポイント

- ① 子どもの嘘を責めない
- ② 他の子どもの前でのかかわりには注意を払う
- ③ 子どもの前で親のことを悪く言わない
- ④ 「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束をしない
- ⑤ 子どもへの質問にはいくつかのバリエーションを用いる

<質問のバリエーション>

(1) 開かれた質問	}	組み合わせて使う
(2) 特定された質問		
(3) 選択肢のある質問		
(4) 誘導的質問	}	基本的には使わない
(5) 強制		

(2) 保護者への援助の原則

子どもへの援助の原則

虐待を行っている保護者へのかかわり・援助の原則

- ① 子ども虐待を行う親を理解しようとする
- ② 批判的態度は避ける
- ③ 保育所・幼稚園だけで解決しようとするしない
- ④ 通告をためらわない
- ⑤ 家庭訪問の留意点
 - ・ 保護者が落ち着いて話せない状態のときは無理をせず後日出直す
 - ・ よい関係が築けている人や上位の職員も同行する
 - ・ 保護者の不平・不満について、弁護・反論も迎合もせず、共感的に聴き続ける
- ⑥ 周囲の保護者への対応に配慮する

* 保護者が拒否的で、関係が築けない場合は、通告するなど関係機関との連携が重要

(3) 一時保護に向けた援助

一時保護に向けた援助

一時保護の第一の目的は、子どもの生命の安全を確保することである

- ① 一時保護に関する子どもへの説明
 - ・ 子どもに安心感と安全感を持ってもらえるように説明をし、配慮を持ってかわる
- ② 子どもの保育
 - ・ 保護所を訪問し、クラスの様子を伝えるなどして子どもに安心感を与える

(4) 施設入所した子どもへの援助

親から分離された場で生活する子どもへの援助

家庭から分離された子どもの生活の場は、児童福祉施設（乳児院・児童養護施設など）と里親家庭がある。

*乳児院・児童養護施設と保育所・幼稚園の連携

- ・ 保育所・幼稚園は基本的には見守る姿勢になる。
 - 新しい生活環境に適應できることを大切に考え、安易に施設訪問をしない。
- ・ 施設が最善の支援プログラムを展開しやすいように、必要な情報の共有に努める。

(5) 家庭復帰の際の援助

家庭復帰の際の援助

再び虐待が起きないように、詳細に経過を観察する

*親に対して

- ・ 子どもの送り迎えの際、会話を多くするなど特別な配慮をする。

*子どもに対して

- ・ 保育所・幼稚園に早く溶け込むことができるよう、自然な形で接する。
- ・ 保育所・幼稚園に戻ってくるまでのことについては、自分から話すようになるまでこちらからは聞かない。
- ・ ほかの子からの質問は、上手にかわす。

(5) 児童虐待防止プログラム（CAP）について

子どもたち自身が人権意識をしっかりと持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を学ぶために、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を幼稚園の授業に取り入れているところもある。

子ども虐待対応ガイドライン

～小学校・中学校教職員、放課後児童クラブ支援者のために～

平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）
「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」
（主任研究者：才村 純）

目 次

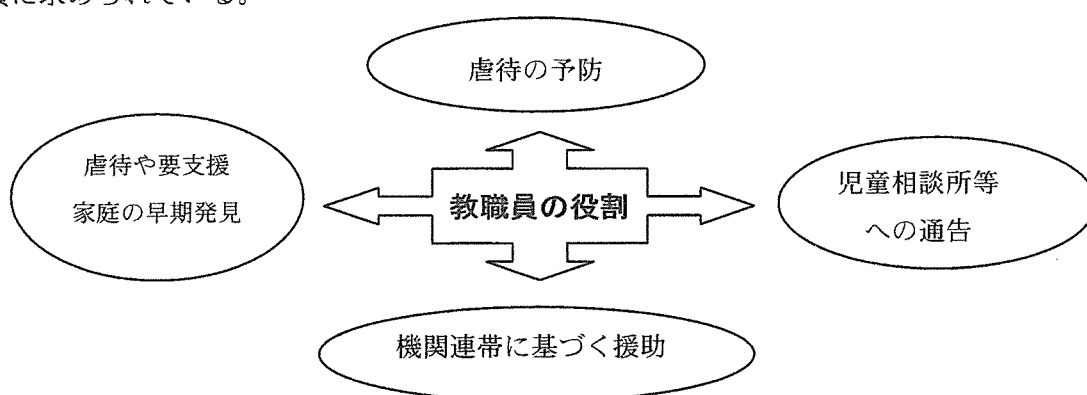
ガイドラインの概要	3
第1部 子ども虐待を理解する	20
1. 虐待とは	21
2. 虐待としつけの関係	23
3. 虐待の種類	25
4. 虐待の現状	31
5. 虐待はなぜ増えているのか	38
6. 虐待はどうして起きるのか	39
7. どのような家庭に虐待は起きやすいのか（虐待のハイリスク要因）	41
8. 虐待は子どもにどのような影響を及ぼすのか	45
9. 発達障害と子ども虐待	48
10. 社会は子ども虐待をどう受け止めてきたのか	51
第2部 虐待から子どもを守るための制度	53
1. 虐待を受けた子どもを守るための制度的仕組み	54
2. 虐待防止制度と学校の役割	58
3. 児童相談所とは	64
4. 児童福祉施設とは	67
5. 里親とは	69
6. 虐待に対応するその他の機関	73
7. 虐待防止ネットワークとは	77
8. 虐待に対する国の取組みと各種事業	80
第3部 虐待への対応	88
1. 教職員の役割	89
2. 早期発見のポイント—虐待を疑わせる兆候—	93
3. 虐待が疑われる場合の対応	95
（1）学校としてどこまで介入すべきか	95
（2）子どもへの対応	97
（3）保護者への対応	101
4. 通告について	106
（1）通告とは	106
（2）いつどこに誰が通告するのか	106

(3) 通告には正式な書類が必要か	109
(4) 通告にあたってどのようなことを伝えるか	110
(5) 通告した後はどうなるのか	112
(6) 守秘義務と個人情報保護の関係	115
(7) 通告することを上司に止められているが	116
(8) 保護者との対立を避けたい	118
(9) 通告をした後は何をすればいいのか	120
5. 校内の対応体制と機関連携	121
(1) 校内の相談体制	121
(2) 校内の進行管理	126
(3) 教育委員会との連携	130
(4) 関係機関との連携	132
(5) 研修	139
6. 援助のポイント	143
(1) 子どもへの援助の原則	143
(2) 保護者への援助の原則	146
(3) 一時保護に向けた援助	150
(4) 施設入所した子どもへの援助	151
(5) 児童虐待防止プログラム (CAP) について	153
放課後児童クラブを支えている人たちへ	155

ガイドラインの概要

1. 小学校・中学校教職員の役割

学校は、子どもや保護者にとってきわめて身近な機関であり、虐待を早期に発見できるなどさまざまな利点を有している。虐待の防止に積極的な役割を果たしていくことが教職員に求められている。



虐待の予防

人権意識の涵養を図る

- ・ 人権と個性を尊重
- ・ 授業内に虐待問題を取り込む

暴力から自らを守る知識や技術を教える

- ・ CAP等の導入

乳幼児と触れ合う機会を設ける

- ・ 異年齢児交流事業

保護者に対して虐待防止を啓発する

- ・ 虐待に関する研修会
- ・ 虐待防止のチラシ・リーフレットの配布

虐待や要支援家庭の早期発見

- ・ 虐待の兆候を見逃さない（→第3部 2.「早期発見のポイント」）
- ・ 虐待を疑ったら、一人で抱え込まずにまず相談

児童相談所等への通告

- ・ 虐待の疑いのある子どもに気づいた場合は児童相談所等へ通告する。

機関連携に基づく援助

- ① 児童相談所等への相談を保護者に勧める
 - ・ 児童相談所等と事前に綿密に打ち合わせを行い、役割分担をする。
- ② 調査や保護における児童相談所との連携
 - ・ 情報を正確に伝える。
 - ・ 外傷等は写真に撮り記録として残す。
- ③ 虐待を受けた子どもへの配慮
 - ・ 子どもの置かれた環境や心理面の理解
(→第3部 6.(1)「子どもへの援助の原則」)
- ④ 親子分離された子どもへの援助
 - ・ 一時保護所や施設を訪問し、子どもに安心感を与える。
- ⑤ 虐待防止ネットワークへの参加
 - ・ 虐待の解決は一つの機関だけでは不可能
(→第2部 7.「虐待防止ネットワークとは」)

2. 早期発見のポイント（虐待を疑わせる兆候）

子どもの様子

- ① 不自然に子どもが保護者に密着している
- ② 子どもの反応が乏しく、笑顔が少ない
- ③ 子どもが保護者を怖がっている
- ④ 体重・身長が著しく年齢相応でない
- ⑤ 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある
- ⑥ 年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響が見られる
- ⑦ 子どもに無表情・凍りついた凝視があったり、ぼんやりしていることが多かつたりする
- ⑧ 子どもと保護者の視線がほとんど合わない
- ⑨ 子どもの言動が乱暴で他者とうまく関われない
- ⑩ 服装の下などの見えない部分をはじめとして、不自然な傷や同じような傷がある
- ⑪ 自分は生まれてこなければよかったというような自己否定の言葉を発する
- ⑫ おやつや給食に対し異常なほどの食欲を示し、何度もおかわりを要求する
- ⑬ 人間や動植物、あるいは物に対しての攻撃性が強く、その理由もはっきりしないことがある
- ⑭ 衣服や身体、髪の毛がいつも不潔である
- ⑮ 何日間も同じ衣服を着ている
- ⑯ 連絡や理由もなく、長期にわたって学校を欠席している
- ⑰ 貧血など栄養失調状態がある

保護者の様子

- ① 子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない
- ② 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- ③ 「いくら言い聞かせても言うことを聞かない」「反抗的で困る」など子どもに関する否定的な言葉が目立つ
- ④ 保護者が子どもの養育に関して拒否的、あるいは無関心
- ⑤ 絶え間なく子どもを叱る・罵る
- ⑥ 保護者がアルコール・薬物依存症である
- ⑦ 保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている
- ⑧ 保護者が医療的な援助に拒否的、あるいは無関心
- ⑨ 保護者に働く意志がない
- ⑩ DVなど、夫婦間の関係性が著しく悪い
- ⑪ しつけに偏るなど、極端な養育方針を持っており、他者のアドバイスに耳を貸そうとせず逆に興奮して攻撃性を発揮する

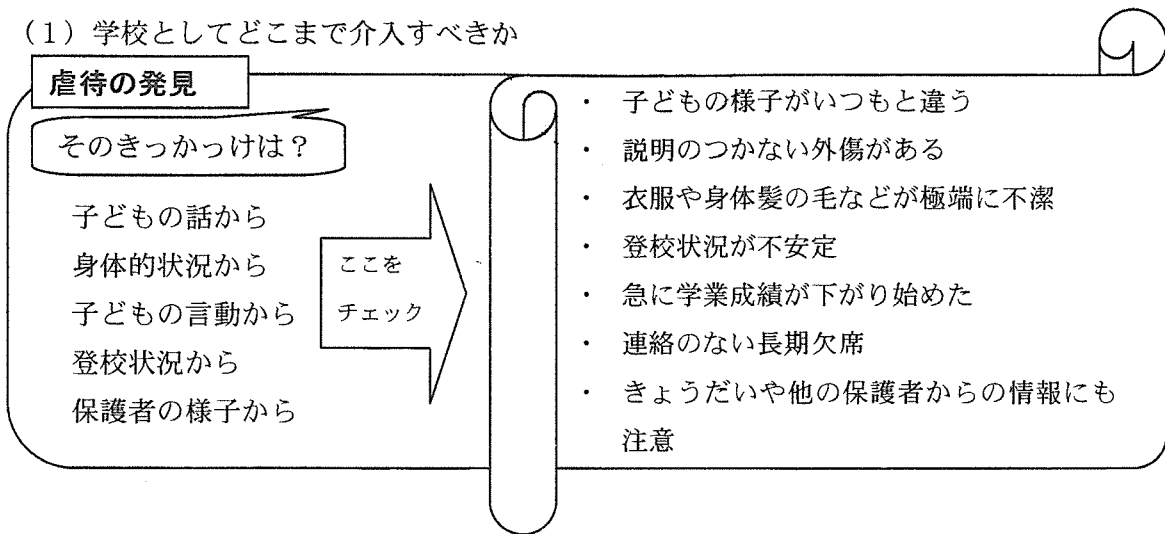
生活環境

- ① 家庭内が著しく乱れている、あるいは不衛生である
- ② 不自然な転居歴がある
- ③ 家族・子どもの所在がわからなくなる
- ④ 過去に虐待歴がある
- ⑤ 家庭内の著しい不和・対立がある
- ⑥ 経済状態が著しく不安定

日本子ども家庭総合研究所編(2005)「子ども虐待対応の手引き」有斐閣より一部改変

3. 虐待が疑われる場合の対応

(1) 学校としてどこまで介入すべきか



<質問>どのような経緯で虐待を把握されましたか？

	子どもの話	身体的状況	子どもの言動	登校状況	保護者の様子
小学校	33.0%	44.5%	34.8%	22.5%	21.7%
中学校	46.5%	34.8%	39.6%	26.7%	21.4%

事実の確認

- ・ 子どもが話しやすい雰囲気や常を作ることが重要
- ・ たった一つの情報では虐待かどうか決定できない
- ・ どのように家庭へ接触して情報を収集するか
(→第3部 5.「校内の対応体制と機関連携」)
(→第3部 6.「援助のポイント」)

学校としてどこまで介入するか

学校の介入は、子ども自身と家族に限定する

「子どもが家庭内で安全であるか」「保護者が適切に養育を行っているか」の2点から介入すべきかどうかを判断する。



- ・ 踏み込んだ情報収集は市町村や児童相談所に相談する
- ・ 家族関係の調整などの直接的な介入や、保護者が介入に拒否的な場合は学校単独では対応しない

(2) 子どもへの対応

* 虐待を受けた子どもへの対応は難しい

- ・「虐待を疑っていること」を伝える

(例)『あなたが、家で叩かれたり、ひどい扱いを受けているのではないかと心配している』

- ・「安全であること」を伝える

子ども自身がリラックスできる雰囲気を作り、担任や養護教諭など顔なじみで安心できる人が話しをするなどの配慮をする。

虐待種別による対応

- ・身体的虐待の場合

傷やあざの手当てを行う。記録として残す(写真など)。

原因を追究するより子どもに安心感を与えることを優先させる。

- ・性的虐待の場合

子どもの辛さを受け止め、安全を保障しながら話を十分に聞く(同性の職員が対応する)。

できるだけ早く児童相談所に連絡する(事実確認は非常に困難)。

- ・心理的虐待の場合

保護者の状況や子どもの不適応行動(行動が乱暴・落ち着きがない・自傷行為がある等)から発見されることが多いので、子どもの行動の背景を探る。

- ・ネグレクトの場合

身の清潔の確保と栄養の補充を優先する。

健全な生活の習慣を作る。

(3) 保護者への対応

—学校と保護者のかかわりは一般的には希薄—

虐待が疑われた場合、保護者にどのようにかかわるかについては工夫が必要。

原則は家庭訪問や面談で保護者と十分に話し合う。

- ・子どもが保護者の加害行為を認めている場合

*危険度や緊急度により対応が分かれる。＜緊急度が高い場合は虐待対応機関へ通告＞

緊急度が低い場合 → 保護者面談や家庭訪問等で保護者から話を聞く。

- ・子どもが虐待を否認している場合

家庭での親子の状況を確認する。

- ・虐待の有無に話を集中させず、家庭生活全般の話を聞く。
- ・学校の「疑問や不安」を「心配」として伝える。

虐待種別による対応

- ・身体的虐待の場合

しつけであることを主張する場合、保護者としての愛情や思いは受け止めつつも、その行為は虐待であることを告げる。

通告は法的な義務であることを理解してもらう。

- ・性的虐待の場合

かかわりの中心は児童相談所になる。

- ・心理的虐待の場合

適切な対人関係が持てない保護者が多い。

担当が一人でかかわるのではなく、学校全体として対応する。

- ・ネグレクトの場合

生活全体の変化が必要なため関係機関との連携のうえ長期的な対応が必要になる。

保護者支援の視点

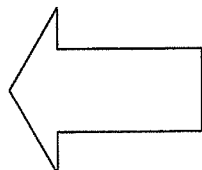
—虐待の背景として—

保護者自身が、社会的弱者である
被害者であるという側面がある

精神障害や知的障害

経済的な困窮

社会的不適応



児童虐待の解決には

学校だけでは困難

*ネットワークの必要性

他機関と連携し

保護者を含めた家族全体への援助が必要

4. 通告について

(1) 通告とは

通告とは

通告とは虐待を発見した人が、児童相談所や市町村の窓口、福祉事務所に連絡すること。

- * 虐待を発見した人は通告の義務がある。
- * 『疑い』の場合でも通告義務がある。

<質問>虐待の確証がなくとも、疑いの段階でも通告ができることを知っていますか？

「知らなかった」 35.5% (小学校教職員)
39.5% (中学校教職員)

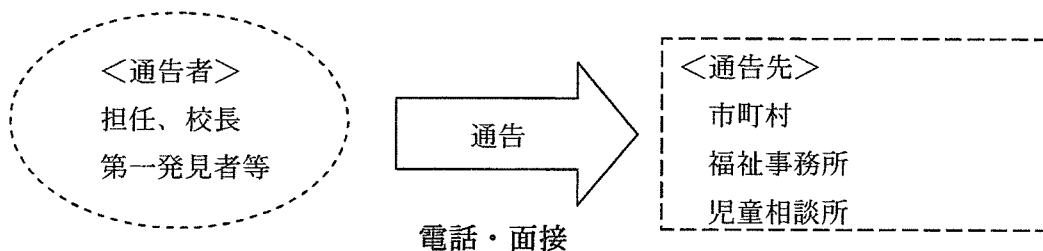
(2) いつどこに誰が通告するのか

いつ	どこに	誰が
発見した場合は速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・福祉事務所 ・児童相談所 * 暴力行為の阻止など緊急の場合は警察への通報も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任 ・第一発見者 ・校長等（組織上の役職者） <p>立場、資格は問わない。通告義務は国民一般に課せられている。</p>

* 通告者の情報については、通告者の了解なしに当事者や第三者に漏れることはない。

(3) 通告には正式な書類が必要か

通告の方法



通告に際して優先すべきことは、有用な情報を迅速に伝える、ということ。まず、第一報の電話が重要。必要な文書は追って用意する。

<質問>通告は面談・電話でもいいことを知っていますか？

「知らなかった」 40.0% (小学校教職員)
42.6% (中学校教職員)

(4) 通告に当たってどのようなことを伝えるか

通告の内容

- ①いつ発見したか
 - ・ 時間関係を明確に伝える
- ②虐待の状況
 - ・ どのような傷がどこに見られるのか
 - ・ 『帰りたくない』『おうちは怖い』など、どのような発言が聞かれているか
 - ・ 不潔な服装や体に見合わぬ食欲など気になる兆候の様子は
 - ・ 理由の判然としない欠席など、不自然な様子はいつからか
- ③子どもについての情報
 - ・ 在籍、登校状況や日常の様子、特筆すべき点
- ④保護者や家族についての情報
 - ・ 日ごろのやりとりや学校行事などへの参加状況、家庭訪問時の家庭内の様子、在籍しているきょうだいの情報
- ⑤通告者や学校に関する情報および対応状況
 - ・ 自分の立場や発見後の対応状況

(5) 通告した後はどうなるのか

通告後の流れ

- ①調査
 - ・ 子どもの安全確認
 - ・ 保護者および家庭等の情報についての調査
- ②判断（判定）
 - 家庭において安全性が確保できないと判断された場合 ⇨ 一時保護の検討
 - 緊急性や危険度が低いと判断された場合 ⇨ 在宅指導の検討
- ③安全保障と親子分離
 - 一時保護 ⇨ 在宅での支援が可能 ⇨ 家庭へ帰る
 - ⇨ 在宅での支援が困難 ⇨ 里親、児童養護施設
- ④親子関係修復に向けた援助
 - 親子分離が行われたケース ⇨ 親子関係を修復し、子どもが家庭生活に戻るよう関係機関と連携しながら援助する
 - 最終的な目標は家庭生活を安定して維持継続し、虐待を再発させないこと**